

サービスの質に係る判断基準

①	利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等で当該サービス計画についての意見・助言を受けている計画を除外し再計算すると80%以下となる場合 該当する場合、「計算式」及び「理由書一覧」(任意様式)を提出してください。 「理由書一覧」には、利用者名、法人名、事業所名、希望理由、理由書提出日、地域ケア会議等における意見・助言内容を記載してください。 理由書原本については、事業所保管にて提出不要です。別途実地指導等で確認する場合があります。							
②	紹介率最高法人の中で、下記いずれかの加算を届け出ている事業所を除外し再計算すると80%以下となる場合 →該当する場合は、「計算式」を併せて提出してください。 <table><tr><td>訪問介護</td><td>特定事業所加算Ⅰ・Ⅱ</td></tr><tr><td>通所介護</td><td>サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ</td></tr><tr><td>地域密着型通所介護</td><td>サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ</td></tr></table>		訪問介護	特定事業所加算Ⅰ・Ⅱ	通所介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	地域密着型通所介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ
訪問介護	特定事業所加算Ⅰ・Ⅱ							
通所介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ							
地域密着型通所介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ							
③	通所介護及び地域密着型通所介護について、個別機能訓練・栄養改善・口腔機能向上の加算体制を全て届け出ている事業所において、いずれかの加算を位置付けている居宅サービス計画を除外し再計算すると80%以下となる場合 該当する場合は、「計算式」を併せて提出してください。							

【留意事項】

- (1) 判定期間中に加算体制の有無に変更が生じた場合は、該当にはなりません。
- (2) 監査や実地指導等で勧告等を受けたことがある事業所は上記の体制が整備されていたとしても該当しない場合があります。